

令和6年7月3日
新潟労働局

新潟公共職業安定所における文書の誤交付について

新潟労働局（局長 千葉茂雄）は、新潟公共職業安定所（以下「新潟所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

新潟公共職業安定所において同姓同読の別求職者に係る紹介状を誤交付したものの。

誤交付された紹介状には、氏名及び求職番号が記載されていた。

なお、当該紹介状は、誤交付した求職者から回収しているため、二次被害のおそれはありません。

2 事実経過

- (1) 令和6年5月16日求職者であるAさんが求人事業所甲の紹介希望で来所。
- (2) 受付職員Bが新規求職者としてスマホ登録を確認、受付票にHWシステムの求職番号（同姓同読の別人であるCさんの氏名を記載し、紹介担当者Dへ回付。
- (3) 紹介担当者Dは氏名のみで本人確認し相談、求人事業所甲の紹介状について、本人に内容を確認してもらい交付。
- (4) 5月20日、5月16日に誤交付を受けたAさんが来所し、「16日に自分も確認して交付を受けたが紹介状の氏名の漢字が違う」との申し出があり、誤った紹介状を回収し正しい紹介状を交付。
- (5) 紹介した求人事業所甲はマイページを開設していることから新潟所幹部職員が会社への誤った紹介記録を削除した上で会社にマイページデータの利用状況を確認。会社の担当者等に連絡したところ、閲覧等はしていないことを確認した。
- (6) Cについては、マイページを開設していないことをデータで確認。
- (7) 被害者への謝罪等
新潟所幹部職員から6月17日求職者C及び求人事業所甲に電話連絡し、情報漏えい事案の概要を説明の上謝罪。それぞれから了承頂いた。

3 発生原因

- (1) 生年月日、これまでの相談記録の確認が漏れていた。
- (2) WEB登録者の氏名以外の確認が漏れていた。

4 再発防止対策

- (1) 新潟所における取組
5月21日緊急朝礼（9：30、11：30）を開催、所幹部職員が職員・相談員全員に対し、事案の概要、受付及び相談時における本人確認、基本動作を徹底し、今後の発生が無いよう指示した。
- (2) ①受付での確認方法の改善
・現行の受付票をA6からA5に見やすく変更し、フリガナ欄、受付担当者欄を設けるとと

- もに、氏名及び生年月日も入力したうえで求職番号を照会し、携帯番号でも確認する。
- ・受付票を所定のクリアファイルに入れ、所定の相談窓口のケースに入れる。
 - ・新規スマホ登録者については2次元コードを提示してもらい確認することを徹底する。
 - ・求職者を呼び出す前に必ず相談記録を確認し、本人から名乗っていただいた後、相談に入る。
 - ・紹介状交付時に誤交付を防止するため、紹介状を発行する前に必ず氏名及び事業所名及び応募職種を確認する。
 - ・紹介状印刷後、本人に指差し。声出しで氏名、会社名、職種を確認してもらい交付する。

(3) 新潟労働局における取組

① 局総務部における対応内容

6月20日、総務部幹部職員から局内各課室長及び各署所長に対して、事案の概要と問題点を周知した上で、個人情報の適正な管理に努め、漏えい防止にかかる基本動作を徹底するようメールにて指示した。

② 局職業安定部における対応内容

- ・6月20日、職業安定部幹部会議（部議）において職業安定課長から個人情報漏洩の概要について説明、課内での情報漏洩防止について改めて指示した。
 - ・6月21日、職業安定部長から職業安定部各課室長及び各安定所長（出張所長を含む）に対し個人情報の適正な管理について指示した。
- 併せて今後実施する所長ヒアリングでも情報漏えい防止の徹底について指示する予定。

【担当】

新潟労働局職業安定部職業安定課

課長 渡辺 充朗

課長補佐 小柳 博行

電話番号 025 (288) 3507